

# 環境経営レポート

令和2年度

(2020年10月から2021年9月まで)



1. 事業所名及び代表者氏名

: 北清企業株式会社

: 代表取締役 高橋 俊一

2. 所在地 (認証範囲における事業所名とその住所)

本 社 (本社倉庫含む) : 北海道札幌市東区北丘珠 5 条 4 丁目 5 番 7 号

北清リサイクルファクトリー : 北海道札幌市東区北丘珠 3 条 4 丁目 1 番 5 号

北清リサイクルセンター : 北海道札幌市北区篠路町拓北 6

2020 年 10 月 1 日より簡易自社整備を行うため中沼の貸倉庫を使用する。

段階的取得とし 2023 年 9 月までに EA21 に対応する。

3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

: 常務取締役 貞池 秀高

: 北海道札幌市東区北丘珠 5 条 4 丁目 5 番 7 号

: TEL (011) 791-1101 : FAX (011) 791-1233

4. 事業内容の概要(認証範囲における業務範囲)

: 産業廃棄物収集運搬業

: 特別管理産業廃棄物収集運搬業

: 産業廃棄物処分業 (中間処理)

: 一般廃棄物収集運搬代行業務

: 札幌市清掃業務委託業務

: 一般廃棄物収集運搬業 (限定)

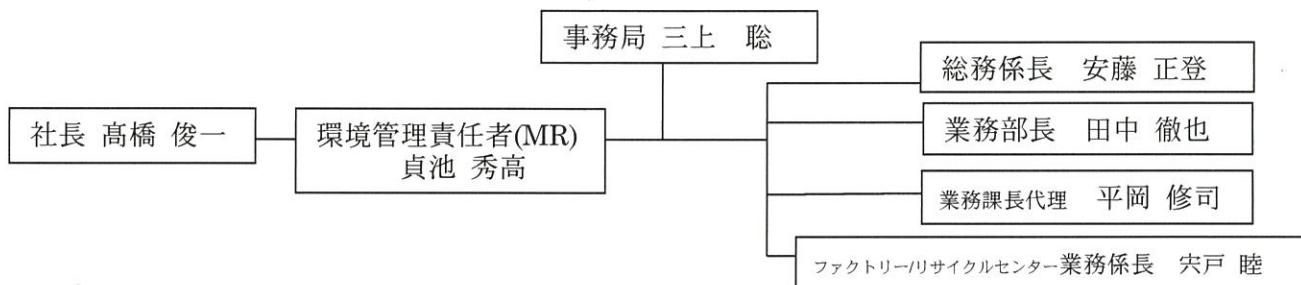
## 5. 事業の規模

活動規模	単位	2018年9月期 第48期	2019年9月期 第49期	2020年9月期 第50期	2021年9月期 第51期
売上高	百万円	1554	1544	1447	1533
従業員	人	134	134	131	130
床面積	(㎡)	3452.7	3452.7	3452.7	3452.7
(本社)	(㎡)	874.57	874.57	874.57	874.57
(北清リサイクルファクトリー)	(㎡)	1526.04	1526.04	1526.04	1526.04
(北清リサイクルセンター)	(㎡)	1052.09	1052.09	1502.9	1052.09

## 6. 情報公開項目

① 法人設立：昭和 46 年 5 月  
資本金：3,000 万円

### ② 組織図



### ③ 許可の内容（詳細は別紙許可証参照）

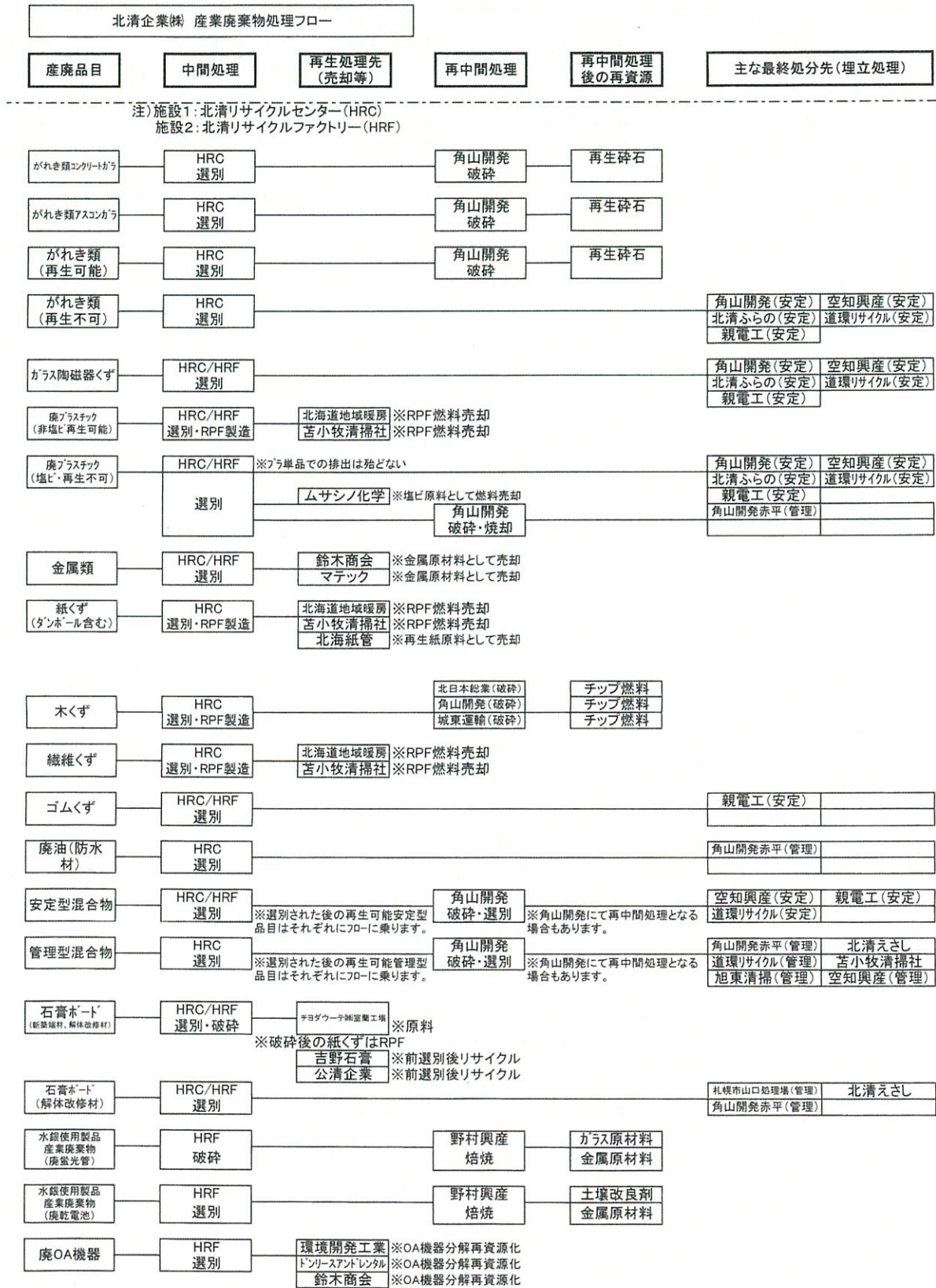
札幌市	産業廃棄物収集運搬業
札幌市	産業廃棄物処分業
北海道	産業廃棄物収集運搬業
北海道	特別管理産業廃棄物収集運搬業
札幌市	一般廃棄物収集運搬業許可証（伐採物・抜根等の収集運搬に限定）

### ④ 施設の状況

施設名称	施設所在地
北清リサイクルセンター	札幌市北区篠路町拓北 6 番 591、6 番 625
北清リサイクルファクトリー	札幌市東区北丘珠 3 条 4 丁目 1 番 5 号

※詳細は「産業廃棄物処分業許可証」の「2 事業の用に供する施設」を参照

## ⑤ 産業廃棄物の処理フロー



⑥ 業務使用車両の概要

(1) 産業廃棄物収集運搬車両

	車両登録番号	車体形状	最大積載量	備考
1	札幌 130 す 53-87	バン	2.00 t	
2	札幌 130 す 50-03	キャブオーバ	6.90 t	
3	札幌 100 は 20-58	ダンプ	5.80 t	
4	札幌 130 や 50-05	ダンプ	7.40 t	
5	札幌 130 さ 53-10	ダンプ	5.70 t	
6	札幌 130 さ 53-21	ダンプ	8.40 t	
7	札幌 130 さ 53-24	ダンプ	9.40 t	
8	札幌 130 さ 53-75	ダンプ	8.40 t	
9	札幌830 さ 53-62	塵芥車	3.45 t	
10	札幌130 さ 53-63	キャブオーバ	4.80 t	
11	札幌 130 さ 53-06	キャブオーバ	10.00 t	
12	札幌 830 さ 53-07	塵芥車	5.10 t	
13	札幌 130 さ 53-25	キャブオーバ	4.35 t	
14	札幌 130 さ 53-30	キャブオーバ	4.25 t	
15	札幌 430す 53-38	脱着装置付コンテナ専用車	2.00 t	
16	札幌 88 た 28-35	塵芥車	3.25 t	
17	札幌 830 さ 53-66	塵芥車	3.20 t	
18	札幌 830 さ 53-76	塵芥車	5.70 t	
19	札幌 800 は 10-35	塵芥車	4.70 t	
20	札幌 800 は 10-63	塵芥車	5.60 t	
21	札幌 400ふ、 34-56	バン	0.40 t	
22	札幌 130 す 53-98	バン	3.20 t	
23	札幌 130 さ 53-05	脱着装置付コンテナ専用車	3.85 t	
24	札幌 130 す 53-13	脱着装置付コンテナ専用車	3.75 t	
25	札幌 130 す 53-18	脱着装置付コンテナ専用車	5.20 t	
26	札幌 130 さ 53-47	キャブオーバ	7.50 t	
27	札幌 130 さ 53-40	脱着装置付コンテナ専用車	11.30 t	
28	札幌 130 す 53-86	ダンプ	11.10 t	
29	札幌 400 め 71-72	キャブオーバ	1.50 t	
30	札幌400ほ 14-36	バン	0.40 t	
合 計				台

	車両登録番号	車体形状	最大積載量	備考
31	札幌400ほ 14-37	バン	0.40 t	
32	札幌 130 さ 53-56	キャブオーバ	3.45 t	
33	札幌 130 さ 53-55	バン	2.00 t	
34	札幌 830 さ 53-60	塵芥車	5.70 t	
35	札幌 130 さ 53-61	キャブオーバ	3.15 t	
36	札幌 830 さ 53-59	塵芥車	6.00 t	
37	札幌 830 さ 53-02	塵芥車	5.50 t	
38	札幌 130 さ 53-64	ダンプ	9.10 t	
39	札幌 830 さ 53-68	塵芥車	4.70 t	
40	札幌 400 ひ 58-60	バン	0.90 t	
41	札幌 130 さ 53-71	ダンプ	8.60 t	
42	札幌 400 は 56-28	バン	0.40 t	
43	札幌 130 さ 53-90	脱着装置付コンテナ専用車	3.90 t	
44	札幌 130 さ 53-77	塵芥車	5.80 t	
	合 計			44 台

## (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬車両

	車両登録番号	車体形状	最大積載量	備考
1	札幌130さ53-47	キャブオーバー	7.50 t	
2	札幌100は20-58	ダンプ	5.80 t	
3	札幌130や53-05	ダンプ	7.40 t	
4	札幌130さ53-10	ダンプ	5.70 t	
5	札幌130さ53-21	ダンプ	8.40 t	
6	札幌130さ53-24	ダンプ	9.40 t	
7	札幌130さ53-75	ダンプ	8.40 t	
8	札幌130さ53-06	キャブオーバー	10.00 t	
9	札幌130さ53-17	キャブオーバー	6.70 t	
10	札幌130さ53-25	キャブオーバー	4.35 t	
11	札幌130さ53-30	キャブオーバー	4.25 t	
12	札幌800は10-35	塵芥車 (保管庫付)	4.70 t	
13	札幌130さ53-05	脱着装置付コンテナ専用車	3.85 t	
14	札幌130す53-13	脱着装置付コンテナ専用車	3.75 t	
15	札幌130す53-18	脱着装置付コンテナ専用車	5.20 t	
16	札幌130す50-03	キャブオーバー	6.90 t	
17	札幌130さ53-40	脱着装置付コンテナ専用車	11.30 t	
18	札幌130す53-86	ダンプ	11.10 t	
19	札幌430す53-38	脱着装置付コンテナ専用車	2.00 t	
20	札幌400ぬ71-72	キャブオーバー	1.50 t	
21	札幌130さ53-55	バン	2.00 t	
22	札幌130さ53-56	キャブオーバー	3.45 t	
23	札幌130さ53-61	キャブオーバー	3.15 t	
24	札幌130さ53-63	キャブオーバー	4.80 t	
25	札幌130さ53-64	ダンプ	9.10 t	
26	札幌400ひ58-60	バン	0.90 t	
27	札幌130さ53-71	ダンプ	8.60 t	
28	札幌130す53-87	バン	2.00 t	
29	札幌400は56-28	バン	0.40 t	
30	札幌130さ53-90	脱着装置付コンテナ専用車	3.90 t	

	車両登録番号	車体形状	最大積載量	備考
31	札幌400ふ34-56	バン	0.40 t	
32	札幌400ほ14-36	バン	0.40 t	
33	札幌400ほ14-37	バン	0.40 t	
34	札幌130す53-98	バン	3.20 t	
合 計				34 台



⑦ 処理実績（受託した産業廃棄物の処理実績）

収集運搬

廃棄物の種類	単位	収集運搬量
汚泥	t	139.8
廃油	t	72.5
廃酸	t	0.9
廃アルカリ	t	8.6
廃プラスチック	t	4,567.9
紙くず	t	149.9
木くず	t	636.4
動植物性残渣	t	54.7
金属くず	t	2,207.8
ガラス陶磁器くず	t	640.8
がれき類	t	1,878.8
廃石膏ボード	t	990.1
石綿含有産業廃棄物	t	42.9
混合廃棄物	t	5,293.3
鋳さい	t	5.5
燃え殻	t	47.3
水銀使用製品産業廃棄物（乾電池）	t	10.1
水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）	t	18.4
廃油（防水材）	t	12.7
【特別管理産業廃棄物】		
感染性廃棄物	t	206.2
廃油	t	8.0
廃石綿等	t	1.8
廃酸	t	1.5
廃アルカリ	t	0.4
合計	t	16,996.3

中間処理

	廃棄物の種類	処理方法等	単位	処理量
中間処理	混合廃棄物	選別	t	10,965.1
	廃石膏ボード	選別	t	345.7
	廃蛍光管	選別	t	39.6
	廃乾電池	選別	t	20.9
	廃OA機器	選別	t	46.6
再資源化等	金属くず	売却	t	1,747.2
	木くず・紙くず・廃プラ	RPF製造	t	3,351.6
	紙くず	売却	t	109.6
	OA機器類	売却	t	16.8
	小計		t	5,225.2
	合計		t	11,417.9

中間処理後の産業廃棄物（最終処分・中間処理・再資源化等）

産業廃棄物の 中間処理後の （再資源化等）	最終処分	廃棄物の種類	処理方法等	単位	処分量等
		管理型混合	埋立 委託	t	682.2
	安定型混合	埋立 委託	t	2,353.2	
			t		
			t		
		小計		t	3,035.4
産業廃棄物の 中間処理後の （再資源化等）	中間処理	廃棄物の種類	処理方法等	単位	処理量等
		がれき類	砕石	t	810.1
		木くず	チップ化	t	6.4
		木くず・紙くず・廃プラ	RPF化	t	2.3
		管理型混合	再資源化※1	t	1,294.8
		ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	マテリアルリサイクル	t	327.7
		ガラス・コンクリート及び陶磁器くず・金属くず	マテリアルリサイクル	t	41.9
		金属くず・汚泥	マテリアルリサイクル	t	20.3
		金属くず	マテリアルリサイクル	t	26.2
		小計		t	2,529.7
合計				t	5,565.1

※1 機械選別後、再資源化

7. 環境経営レポートの対象期間と発行日

対象期間 令和2年10月1日～令和3年9月30日

発行日 令和4年1月31日

## 環 境 理 念

当社は「一人は皆のために、皆はひとりのために」という社是のもと廃棄物収集運搬・処理・リサイクル活動を通して地域社会に貢献する会社を目指し、事業活動を展開していく

## 環 境 経 営 方 針

1. 事業活動に関わる環境を常に意識し、汚染の防止に努め、健全な環境の維持向上に努める
2. 当社は事業活動を行うにあたり、環境に関する法律・条例・協定を遵守する
3. より良き企業市民として地域社会とのコミュニケーションを図り、地域環境の保全に協力する
4. 環境マネジメントシステムを継続的に向上していくために、環境目的・目標を具体的に定め、定期的な環境監査の実施により、その結果を確認し、見直し、環境管理活動の継続的改善を図る
5. 従業員全員への環境教育を行うことにより、環境保全に対する意識の高揚を図る
6. 緊急事態・事故に備え、環境への影響の予防及び緩和に努める
7. 3R活動を積極的に推進し、顧客の環境に対する要求事項に応えるべく、社内体制を確立する
8. 地球環境の未来を見据えて、CO<sub>2</sub>の排出量削減を行う

尚 この環境方針は全社員に周知する

令和1年10月1日 改訂  
北清企業株式会社  
代表取締役社長 高橋 俊一

## 9. 環境経営目標(3年中期目標を含む)とその実績

### 今年度の目標とその実績

作成日: 2021年5月20日									北清企業株式会社	
部署	内容	目標	責任者	手段	基準年	平成30年度目標	平成31年度目標	令和2年度目標	備考	
本社	二酸化炭素削減	電気使用量	三上総務部長	省エネ手順書	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		ガソリン使用量	三上総務部長	省エネ手順書	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		灯油使用量	三上総務部長	省エネ手順書	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		重油使用量	三上総務部長	3ヶ月に1回の点検と運転方法の見直し	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
	廃棄物削減	一般廃棄物削減	三上総務部長	省エネ手順書	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		上水使用量	三上総務部長	省エネ手順書	平成29年度	年間42.00㎡	年間42.00㎡	年間42.00㎡		
	総排水量	地下水使用量	三上総務部長	蛇口をこまめに閉める、洗車時にこまめに停止ボタンを押す、(風呂場)シャワー使用の削減、こまめな蛇口管理	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		グリーン購入	事務用品の100%アスカル購入	三上総務部長	購入時の窓口を総務へ一本化する	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持	100%達成済み
	(収集運搬業務部)	二酸化炭素削減	軽油使用量	三吉業務課長代理	日本建設業連合会手順書	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持	
		二酸化炭素削減	法定点検	三吉業務課長代理	点検日程管理簿作成と確認	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持	100%達成済み
ファクトリー/リサイクルセンター(業務部)	二酸化炭素削減	電気使用量	穴戸業務係長	必要箇所のみ点灯、昼休消灯・プラントの電源OFF	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		灯油使用量	穴戸業務係長	こまめな温度管理	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
		軽油使用量	穴戸業務係長	運用手順書(重機)	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
	総排水量	水道使用量	穴戸業務係長	こまめに蛇口の開け閉め	平成29年度	現状維持	現状維持	現状維持		
	受託した産業廃棄物への環境配慮/廃棄物削減	RPFの販売量維持	穴戸業務係長	原材料(廃プラ・木・紙)確保のため、新規取引先及び新規搬入業者の開拓	平成29年度	年間2,400t	年間2,400t	年間2,400t		

\*プロパンガス使用量は極端に使用量が少ないため、目標は設定しないが、省エネ手順書に従う。

※環境経営活動計画は上記環境経営目標設定書の手段に準じて行う。

令和2年度 環境経営活動計画書及び実施状況・評価  
(第51期 2020年10月から2021年9月まで)

承認	確認	作成
代表者	環境管理責任者	環境事務員

部署	環境方針	目標	スケジュール												総括	
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
本社	地球温暖化防止 (二酸化炭素削減)	電気使用量 現状維持	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	◎	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年0.4%減少【対前年▲226kwh】
		ガソリン使用量 現状維持	◎	○	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×	×	◎	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年5.8%減少【対前年▲613.05t】	
		重油使用量 現状維持	×	△	×	×	△	×	△	×	×	○	△	△	手順に従い、使用量の削減を図ったが結果対前年20.8%増加【対前年+5,000t】	
		灯油使用量 現状維持	○	◎	×	◎	×	×	◎	△	△	△	△	△	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年5.9%減少【対前年▲472t】	
	総排水量	上水使用量 年間4200m <sup>3</sup>	○	×	△	×	△	○	△	○	△	×	△	△	手順に従い、使用量の削減を図ったが結果対前年5.0%増加【対前年+200m <sup>3</sup> 】	
		地下水使用量 現状維持	◎	○	×	○	○	◎	◎	×	○	○	×	○	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年3.9%減少【対前年▲209.00m <sup>3</sup> 】	
	廃棄物削減	一般廃棄物排出量 現状維持	×	×	○	○	×	×	◎	×	◎	◎	○	○	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年0.90%減少【対前年▲0.44m <sup>3</sup> 】	
		事務用品のアスクリ100%購入 現状維持	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	グリーン購入品を使用している。	
	収集運搬(業務)	軽油使用量 基準年度比▲1.5%	◎	○	×	×	◎	◎	×	×	×	◎	×	◎	手順に従い、使用量の削減を図ったが結果対前年0.3%増加【対前年+2.415t】	
		法令点検100%実施 現状維持	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法令点検100%実施	
ファクトリー・リサイクルセンター	地球温暖化防止 (二酸化炭素削減)	電気使用量 現状維持	×	×	×	◎	○	×	×	×	○	◎	◎	◎	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年0.6%減少【対前年▲4,040kwh】	
		灯油使用量 基準年度比▲1.5%	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年27.5%減少【対前年▲2668.5t】	
		軽油使用量 現状維持	○	○	×	×	×	×	◎	×	×	◎	×	◎	手順に従い、使用量の削減を図ったが結果対前年6.7%増加【対前年+3137.7t】	
	水道使用量 現状維持	○	△	◎	△	△	△	◎	△	○	△	○	△	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年11.6%減少【対前年▲73.4m <sup>3</sup> 】		
	受託した産業廃棄物への環境配慮廃棄物削減	RPFの販売量増 年間目標2400t	○	○	×	◎	○	×	×	◎	○	○	◎	手順に従い、使用量の削減を図った結果対前年12.6%増加【対前年+374.9t】		

・評価 非常によくできた=◎ 概ねできた=○ まずまず=△ あまりできなかった=×

・3ヶ月ごとに自己評価する

・年度終了後に1年の評価(総括)を行う



令和2年度 取組評価と次年度取組

		今年度評価	次年度取組
本社	電気使用量	<p>【対基準年▲2.9% 対前年▲0.4%】 <b>活動計画目標達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標達成。今年度の夏場は猛暑日が多くエアコンの使用頻度が高かった為電気使用量が大幅に増加したが、冬場の寒さ対策として暖房機器の使用者が減り前年度に対して使用量が減少した。今年度は前年度同様電気の手元管理を重点的に行った。</p>	<p>夏季に使用量が増加していることから、夏季の冷房は室内温度を26℃を目安とし、温度は目安温度を守る。エアコンのつけ始めは風量を上げ、目安温度近くなったら風量を下げなどをして節電に取り組む。電気の手元管理を引き続き実践していく。</p>
	ガソリン使用量	<p>【対基準年▲35.5% 対前年▲5.8%】 <b>活動計画目標達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標達成。コロナ対策として引き続き営業訪問が減り、FAXやメールでの対応が主流となってきた。夏場は猛暑により冷房の使用温度を低くしていた為使用量は多かったが全体としては急発進、空ふかし等の抑制によるエコドライブを継続して実践した。</p>	<p>次年度の取り組みとして車内での夏場の冷房は窓を開けるなど暑さ対策をし、低すぎる温度設定を減らす取り組みを行うが熱中症の危険性もあるので気を付けながら温度設定を行う。急発進、空ふかし等の抑制によるエコドライブは引き続き取り組んでいく。</p>
	重油使用量	<p>【対基準年±0.0% 対前年+20.8%】 <b>活動計画目標未達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標未達成。前年浴場の使用の停止やコロナ対策として入浴者が減っていたが入浴者の数が増えてきたため使用量が増加した。浴場の節水・冬季の気温が高い日のバルブ開閉による調整をこまめに行ったが結果前年より増加した。</p>	<p>引き続きボイラー室内バルブ開閉による社屋内暖房温度の調節を行い、常時窓を開けることを避け、定期的に換気を行い人が集まる時間に開けるなど換気の効率化を行っていく。</p>
	灯油使用量	<p>【対基準年▲4.7% 対前年▲5.9%】 <b>活動計画目標未達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標達成。前年よりロードヒーティングの稼働日が遅く、気温が高い日はロードヒーティングの電源を落とす等の取り組みをした為使用量が減少した。</p>	<p>冬場の気温が高い日はロードヒーティングの電源を落とす等の取り組みを実践したことで今年度は使用量が減少した。今年度同様にこの取り組みを次年度も引き続き行っていく。</p>
	上水使用量	<p>【対基準年±0.0% 対前年+5.0%】 <b>活動計画目標未達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標未達成。コーヒーマシンの利用頻度が増え、加湿器の使用などにより使用量が増加した。</p>	<p>コーヒーマシンの抽出量の調整や日中のみ加湿器を稼働するなどして節水に取り組む。</p>
	地下水使用量	<p>【対基準年▲4.4% 対前年▲3.9%】 <b>活動計画目標達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標達成。冬場の洗車場混雑回避の為1台あたりの洗車時間を減らし、減少した。浴室・社屋内外の蛇口使用時の節水を引き続き取り組んだ。</p>	<p>洗車の効率化、無駄に水を出し続けることのない様引き続き周知する。浴室・社屋内外の蛇口使用については引き続き節水に取り組んでいく。</p>
	一般廃棄物排出量	<p>【対基準年▲14.2% 対前年▲0.9%】 <b>活動計画目標達成</b></p> <p>基準年・前年に対してともに目標達成。廃棄物の分別、裏紙の再利用を徹底して取り組んだ。</p>	<p>今年度と同様に分別・裏紙の再利用を行い排出量削減に取り組んでいく。</p>
	グリーン購入	<p><b>活動計画目標達成</b></p> <p>目標達成。グリーン購入品を使用している。</p>	<p>引き続きグリーン購入品を使用していく。</p>

収集運搬	軽油使用量	【対基準年▲4.4% 対前年+0.3%】 <b>活動計画目標達成</b>	次年度では引き続き配車の段階で収集ルート効率化を行っていく。他の取り組みとしてはアイドリングを最小限にとどめるようにしていく。
		基準年に対して目標達成。コロナの影響でごみ量が減少していたが、4月以降増加傾向にあり前年度より使用量が増加した。日中の稼働以外にも夜間の稼働が増加した事もあり使用量が増加した。前年度同様引き続きアイドリングを最小限に実施するよう取り組んだ。	
収集運搬	法令点検100%実施	<b>活動計画目標達成</b>	スケジュール調整をし、引き続き法令点検100%を実施していく。
		目標達成。点検は北海道特殊自販(株)に依頼しており、スケジュールを調整して実施した。	
リサイクルファクトリー/リサイクルセンター	電気使用量	【対基準年+17.4% 対前年▲0.6%】 <b>活動計画目標未達成</b>	引き続き固形燃料機械の立ち上げ時の電力消費を意識し、始動・停止のタイミング等を見極めて稼働していく。リサイクルセンター・リサイクルファクトリーともに休憩室不使用時の電気の消灯などこまめな取り組みを継続していく。
		前年に対して目標達成。固形燃料機械の立ち上げ時の電力消費を意識した結果使用量が減少した(リサイクルセンター)。使用箇所のみ電気をつける等のこまめな取り組みで対基準年・前年ともに減少している(リサイクルファクトリー)。	
	灯油使用量	【対基準年▲51.6% 対前年▲27.5%】 <b>活動計画目標達成</b>	今年度と同様に休憩室不使用時の暖房器具の使用を控える、消し忘れを防止する取り組みを継続していく。
		基準年・前年に対してともに目標達成。暖房器具1台の使用をやめた為使用量は大幅に減少した。前年に引き続き休憩室の不使用時に暖房器具の使用を控える取り組みを継続して行った。	
	軽油使用量	【対基準年+18.1% 対前年+6.7%】 <b>活動計画目標未達成</b>	搬入量の増加に伴い選別量も増加し重機の稼働時間が伸びたので重機の稼働時間が減らせるよう選別の効率化に取り組む。重機のアイドリングを控える、使用していない時のエンジン停止を都度確認し取り組んでいく。
		基準年・前年に対してともに目標未達成。選別時の重機稼働時間が伸びた為使用量が増加した。廃棄物量が増加した為、それに伴って軽油使用量も増加した。	
水道使用量	【対基準年+10.0% 対前年▲11.6%】 <b>活動計画目標未達成</b>	引き続き散水作業時の節水を継続して取り組んでいく。	
	基準年に対して目標未達成。散水作業時の節水で使用量が減少した。		
RPFの販売量	【対基準年+33.9% 対前年+12.6%】 <b>活動計画目標未達成</b>	年間目標2,400tに達する様、引き続き効率的に生産を行っていく。	
		基準年・前年に対してともに目標達成。日曜稼働も行い稼働時間を増やした結果対前年で374.9tの販売量増加となった。	



## 10. 主要な環境経営活動計画(環境への取組)の内容

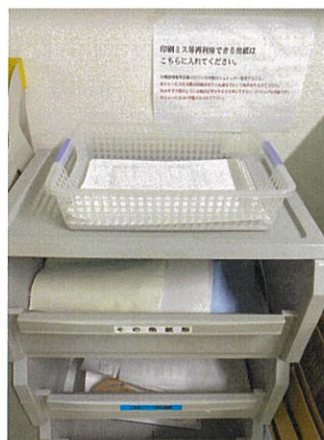
### 環境経営活動の取り組み事例

#### ① ごみ拾い活動 (定期)

(活動範囲：札幌丘珠鉄工団地内・社屋周辺)



#### ② 廃棄物の分別・裏紙の再利用



#### ③ 照明の手元管理 (節電)



③ 夏場のお風呂場シャワーのみ使用へ



④ 1階休憩室での冷暖房エアコン使用



## 1 1. 環境関連法規等の違反及び環境に関する苦情・訴訟等の有無

当社に関連する主な法規制は下記の通りです。

関連する法規制の遵守状況確認を年2回実施しており違反はありませんでした。

また、地域住民からのクレームもありませんでした。

主な適用法規	主な規制内容	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の飛散・流出の防止	遵守確認済み
	廃棄物の適正処理	遵守確認済み
	許可更新の期日の厳守	遵守確認済み
	委託契約書の締結・要件確認・保存	遵守確認済み
	管理票の適正な交付・回付・保存	遵守確認済み
	処分実績報告書の提出（札幌市）	遵守確認済み
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（北海道）	処分実績報告書の提出（北海道）	遵守確認済み
消防法	消防用設備の定期点検の実施	遵守確認済み
	消防署長へ定期点検結果の報告	遵守確認済み
	地下タンクの定期点検の実施	遵守確認済み
	点検記録の作成・保存	遵守確認済み
道路運送車両法	騒音防止装置・有害ガス発散防止装置の点検	遵守確認済み
計量法	正確な計量の実施	遵守確認済み
	スケールの定期検査の実施	遵守確認済み
使用済自動車の再資源化等に関する法律	使用済自動車の引渡し	該当なし
特定家庭用機器再商品化法	特定家庭用機器廃棄物の引渡し	遵守確認済み
小型家電リサイクル法	適切な分別方法・回収拠点場所の周知	遵守確認済み
資源の有効な利用の促進に関する法律	使用済パーソナルコンピュータの引渡し	遵守確認済み
財）札幌市環境事業公社 「収集作業マニュアル」	事業系一般廃棄物代行収集作業全般に関する指針	遵守確認済み
排出ガスの排出の抑制を図るための指針	適正燃料の使用	遵守確認済み
	点検整備の実施	遵守確認済み
フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品の定期点検の実施	遵守確認済み
	点検記録の作成・保存	遵守確認済み
	回収に関する基準の遵守	遵守確認済み
	引取証明書の交付	遵守確認済み
	第一種フロン類充填回収業者記録簿の作成	遵守確認済み
	フロン類充填量及び回収量等に関する報告書の提出	遵守確認済み
大気汚染防止法	収集に関する基準を遵守	遵守確認済み

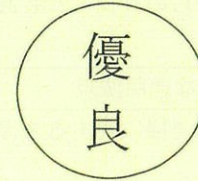
## 1 2. 代表者による全体評価と見直しの結果

環境経営方針の改訂は	ありません。
環境経営目標の変更は	ありません。
環境経営活動計画の変更は	ありません。
環境経営システムの変更は	ありません。

許可番号第05110004495号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号  
 名称 北清企業 株式会社  
 代表取締役 川井 雄一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 平成28年 5月15日  
 許可の有効年月日 平成35年 5月14日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ア 燃え殻                                | ケ 繊維くず（ <small>（細識されているもの限）</small> ）                    |
| イ 汚泥                                 | コ 動植物性残さ（ <small>（細識されているもの限）</small> ）                  |
| ウ 廃油                                 | サ ゴムくず   |
| エ 廃酸                                 | シ 金属くず   |
| オ 廃アルカリ                              | ス ガラスくず、コンクリートくず（ <small>（物類識別番号なしのもの限）</small> ）及び陶磁器くず |
| カ 廃プラスチック類                           | セ 鋳さい  |
| キ 紙くず（ <small>（細識されているもの限）</small> ） | ソ がれき類   |
| ク 木くず（ <small>（細識されているもの限）</small> ） |  |

以上15種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。

(2) 積替え又は保管の有無 あり

上記(1)カ、シ、ス

以上3種類は廃家電品（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
東区北丘珠5条4丁目5番7号	11.25 m <sup>2</sup>	16.8 m <sup>3</sup>	1.5 m	上記1(2)に同じ。

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- 昭和48年 6月27日 新規許可
- 昭和62年 5月15日 期限付許可
- 平成 6年 5月15日 更新許可
- 平成11年 5月15日 更新許可
- 平成12年12月 5日 変更許可（上記1(1)のウ、エ、オ、サの追加、及び2)のカ、スの積替え又は保管の追加）
- 平成16年 5月15日 更新許可
- 平成21年 5月15日 更新許可
- 平成28年 5月15日 更新許可（更新時優良認定）
- 平成29年 5月 1日 事業の一部廃止届（廃タイヤ（上記1(1)のカ、シ）の積替え又は保管の廃止）
- 平成29年 9月29日 事業の一部廃止届（廃乾電池（上記1(1)のイ、シ）、廃OA機器（上記1(1)カ、シ、ス）、廃蛍光管（上記1(1)シ、ス）の積替え又は保管の廃止）

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 なし

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

○動植物性残さ

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。

書換交付

平成29年10月17日

事由

積替え又は保管に関する事項の変更及び水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に関する事項の追記

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号  
名称 北清企業 株式会社  
代表取締役 川井 雄一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和 3年 2月 1日  
許可の有効年月日 令和 10年 1月 31日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- (1) 選別（混合廃棄物（廃OA機器又はこれに類するものを除く。）に限る。）
  - ア 廃プラスチック類
  - イ 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - ウ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - エ 繊維くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - オ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、結晶性珪石の破片））及び陶磁器くず
  - カ 金属くず
  - キ がれき類
  - ク ゴムくず
  - ケ 廃油（防水材に限る）

以上9種類は水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- (2) RPF製造（(1)で選別したものに限る。）
  - ア 廃プラスチック類
  - イ 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - ウ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - エ 繊維くず（裏面に記載されているものに限る。）

以上4種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- (3) 破碎（(1)で選別したものに限る。）
  - ア 廃プラスチック類
  - イ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- (4) 選別（廃石膏ボードに限る。）
  - ア 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - イ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、結晶性珪石の破片））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- (5) 破碎（(4)で選別した廃石膏ボードに限る。）
  - ア 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
  - イ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、結晶性珪石の破片））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- (6) 破碎（廃蛍光管に限る。）
  - ア 金属くず
  - イ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、結晶性珪石の破片））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
- (7) 選別（廃乾電池、廃OA機器又はこれに類する機器、自転車、オフィスから排出される事務用品類に限る。）
  - ア 汚泥
  - イ 廃プラスチック類
  - ウ 金属くず
  - エ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、結晶性珪石の破片））及び陶磁器くず
  - オ ゴムくず

以上5種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

## (裏面)

## 2 事業の用に供する施設

種 類	設置場所	設置年月日	処理能力	産業廃棄物処理施設	
				許可年月日	許可番号
(1)選別	北区篠路	平成10年11月1日	51.07 t/日		
(2)RPF製造	町拓北6番	平成24年11月1日	16.6 t/日		
(3)破碎	591、6番 625	平成24年11月1日	15.2 t/日(廃プラ) 24.2 t/日(木くず)	平成24年6月19日	札事産施許可 第12-01号
(4)選別	東区北丘 珠3条4丁 目1番5号	令和元年6月11日	45 m <sup>3</sup> /日		
(5)破碎		平成15年2月15日	45 m <sup>3</sup> /日		
(6)破碎		平成17年10月25日	6.0 t/日		
(7)選別		平成17年10月25日	15 m <sup>3</sup> /日		

3 許可の条件  
なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 1月13日	新規許可	平成31年 1月13日	更新許可
平成15年 2月28日	変更許可(上記1(5)の追加)	令和元年 7月19日	変更許可(上記1(4)の追加)
平成16年 1月13日	更新許可	令和元年11月20日	変更許可(上記1(1)のク、ケ及び 1(7)のオの追加)
平成18年 3月 8日	変更許可(上記1(6)、(7)及び廃 プラスチック類の破碎施設(記憶 媒体の減容に限る。)の追加)	令和 3年 2月 1日	更新許可(優良認定の付与)
平成21年 1月13日	更新許可		
平成24年12月20日	変更許可(上記1(2)、(3)の追加)		
平成26年 1月13日	更新許可		
平成27年 8月25日	事業の一部廃止届出(廃プラスチ ック類の破碎施設(記憶媒体の減 容に限る。)の廃止)		

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
なし

## ○紙くず

- ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)
- ・出版業(印刷出版を行うものに限る。)
- ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・製本業及び印刷物加工業に係るもの。

## ○木くず

- ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの。
- ・パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係るもの(業種限定なし)

## ○繊維くず

- ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可番号 第00100004495号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市東区北丘珠五条四丁目5番7号  
氏名 北清企業株式会社 代表取締役 川井 雄一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成27年8月5日  
許可の有効年月日 平成34年8月4日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉋さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

(昭和63年4月1日)	新規許可【小樽市】
平成5年8月5日	許可の更新
平成6年4月1日	許可の更新【小樽市】
平成10年8月5日	許可の更新
平成11年4月1日	許可の更新【小樽市】
平成12年12月26日	変更許可(廃酸、廃アルカリの追加。)
平成13年10月26日	変更許可(廃プラスチック類の追加。) 【小樽市】
平成15年8月5日	許可の更新
平成16年4月1日	許可の更新【小樽市】
平成18年4月1日	小樽市より移管
平成20年8月5日	許可の更新
平成27年8月5日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

札幌市 許可番号 第05110004495号  
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

平成29年10月11日許可証書換交付

(石狩振興局)



許可番号 第00150004495号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号

氏名 北清企業株式会社 代表取締役 川井 雄一

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成28年2月4日

許可の有効年月日 平成34年6月30日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（詳細は第2面記載のとおり。廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物については、低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。）。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月1日 許可の更新【小樽市】  
平成10年6月28日 許可の更新  
平成10年7月1日 許可の更新【小樽市】  
平成15年6月28日 許可の更新  
平成15年7月1日 許可の更新【小樽市】  
平成18年4月1日 小樽市より移管  
平成18年8月4日 変更許可（感染性産業廃棄物の追加。）  
平成19年8月1日 変更許可（特定有害産業廃棄物の追加。）  
平成20年7月1日 許可の更新  
平成27年7月1日 更新時変更許可（1,4-ジオキサンの追加。）  
平成28年2月4日 変更許可（鉍さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ（以上5種類は、アルキル水銀化合物を含むもの。）、廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。）の追加。）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(石狩振興局)



(第2面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00150004495号  
許可業者の名称 北清企業株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃石棉等	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	輸入された廃棄物の焼却施設において発生するばいじん	輸入された廃棄物のうちばいじん
含有等する有害物資の種類														
石棉				○										
アルキル水銀化合物						○	○			○	○	○		
水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)						○	○			○	○	○		
カドミウム又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
鉛又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
有機リン化合物										○	○	○		
六価クロム化合物						○	○	○		○	○	○		
砒素又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
シアン化合物										○	○	○		
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○											
トリクロロエチレン									○	○	○	○		
テトラクロロエチレン									○	○	○	○		
ジクロロメタン									○	○	○	○		
四塩化炭素									○	○	○	○		
1,2-ジクロロエタン									○	○	○	○		
1,1-ジクロロエチレン									○	○	○	○		
シス-1,2ジクロロエチレン									○	○	○	○		
1,1,1-トリクロロエタン									○	○	○	○		
1,1,2-トリクロロエタン									○	○	○	○		
1,3-ジクロロプロペン									○	○	○	○		
チウラム										○	○	○		
シマジン										○	○	○		
チオベンカルブ										○	○	○		
ベンゼン									○	○	○	○		
セレン又はその化合物						○	○	○		○	○	○		
1,4-ジオキサン							○		○	○	○	○		
ダイオキシン類														
(有害物質の指定なし)														

以下余白。

(石狩振興局)

# 札幌市一般廃棄物収集運搬業許可証

札幌一廃抜根許可 第 90 号

住所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号

氏名 北清企業 株式会社  
代表取締役 川井 雄一

札幌市長 上田 文雄



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可の年月日 平成 4年 4月 1日  
許可更新の年月日 平成 24年 4月 1日  
許可の有効年月日 平成 26年 3月 31日

事業の範囲

伐採物・抜根等の収集運搬に限定

営業の区域 札幌市

許可の条件 なし

許可の更新の状況		市長印
許可更新の年月日	平成 26年 4月 1日	
許可の有効年月日	平成 28年 3月 31日	
許可更新の年月日	平成 28年 4月 1日	
許可の有効年月日	平成 30年 3月 31日	
許可更新の年月日	平成 30年 4月 1日	
許可の有効年月日	平成 32年 3月 31日	
許可更新の年月日	令和 2年 4月 1日	
許可の有効年月日	令和 4年 3月 31日	
許可更新の年月日	年 月 日	
許可の有効年月日	年 月 日	

